

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月25日（令和2年（行個）諮問第56号）

答申日：令和3年6月3日（令和3年度（行個）答申第20号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定文書番号A決定書に関する調査復命書・音声データ含む一式，特定文書番号B口頭意見陳述議事録・音声データ含む一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，「音声データ」を保有していないとして不開示とし，その余の部分について，その一部を不開示とした決定については，「音声データ」を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和元年10月4日付け沖労発基1004第3号により沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

開示を受けた保有個人情報では，先方の供述・報告内容が事実ではない歪曲した供述や虚偽答弁で糊塗され，監督官庁を欺瞞している。先方の供述・報告が事実でないことがより明確になっているため，「全部開示」を求める。事実の全容解明及び虚偽の事実求是をするため，可能な限り不開示部分の更なる開示を求める。

現在，労働保険審査会に労災認定の再審査請求をしており（受理済み），その審査において誠実かつ真摯な供述を行うため，本件審査請求を行う。詳細は，以下のとおり。

ア 沖縄労働者災害補償保険審査官への歪曲答弁が発覚し，更に虚偽報告が露呈した事態について

(ア) 「専任コーディネーター配置による申合せ」に関する内容

(中略) 審査請求人は、「特定県委託業務：特定事業」にて特定大学に派遣されていた。年度ごとに締結される「専任コーディネーター配置による申合せ」(中略)では、「コーディネーターの配置に当たっては、特定の部署と密に連携が可能な環境設定に努めるものとする」とある。

今般の不適切な出来事・不祥事(労基法違反及びパワーハラスメントや労働者の特定疾病発病等)は、この申合せを軽視し、密に連携が可能な環境設定は全くなかった。コーディネーターは管理職から断絶・絶交され、1年5か月以上の無視・シカトにて一言も話すことができず、業務連絡や挨拶さえできない無慈悲ないじめを受ける劣悪な環境であり(中略)、ハラスメントであった。本契約内容から乖離・逆行した特定大学管理職らによる無沙汰・不作為・不徳行為が、今般の特定大学側による不祥事の起因・禍根である。

(イ) 特定事業場による受託(略)

(中略) 特定事業場は、労働者からの苦情相談・SOS懇願の時点で「職場のいじめ・パワハラなど」を察知し、労働者の安心安全や快適な職場環境の確保等に徹する必要がある。しかし、上司らは、苦情相談や懇願さえも曲解・矮小化し、無沙汰・不作為により事実確認の初動もなく、長期間にわたり放置し続けた。

この時点で「苦情の対応」による事実確認の初動及び「相談カウンセリング」への継続があれば、今回のような被害の拡大に発展しなかった大きな蓋然性があり、「労働者の特定疾病発病や事実上の解雇等」の悲惨な事態にならなかつたと確信している。

(ウ) 特定事業場による管理(略)

(中略) 審査請求人は元同僚から「当時のパワハラ実態の証言」について承諾を得ていた。しかし、特定事業場の上司らが根回しして元同僚の困り込みを行い、「証言しないように指示」したため、承諾が撤回された事実があった(音声データあり)。(中略)

このように、審査請求人は、特定事業場によって非常に大きな不利益な扱いを受けている。特定事業場は、審査請求人の就労当時から、虚偽欺瞞による健康診断の受診拒否を始め、休業補償や傷病扶助等の支援を一切しないなど、労働者の権利剥奪が多数あった。退職後も、審査請求人の権利剥奪や申立妨害を繰り返している。

イ 監督官庁への捏造報告が発覚し、虚偽答弁が露呈した事態について

(ア) 沖縄労働局のあっせんにおける審査請求人の陳述・供述は、①労働弱者の人権侵害・パワハラ・恫喝等の職場環境・人間関係、②厚生労働省のパワーハラスメント対策マニュアル等に反するパワハラ

の横行，③特定疾病罹患労働者に対して補償・救済がないなどの虐待・蹂躪・権利剥奪等である。

(イ) これに対して，特定事業場から意見書が提示された。意見書からは，事実をねじ曲げた捏造報告が露見・発覚した。労災申請に係る特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の聴取に対しても，先方が虚偽答弁していることが確実であるため，更なる情報開示を求める。（中略）

(ウ) 先方の意見書に対して，審査請求人による反論・反証を沖縄労働局紛争調整委員会に提出した。（中略）

#### ウ 特定事業場とのあっせんの件について

(ア) 沖縄労働局紛争調整委員会によって，特定事業場との個別紛争調整（あっせん）が行われた（平成31年特定日実施）。（中略）

あっせんの際，（中略）特定事業場が提出した意見書には「当社が提出した資料は，貴殿（すなわち，審査請求人）から監督署に開示請求することで取得可能である」旨の記載があった。（中略）

あっせん終了後，沖縄労働局担当官に相談したところ，「意見書からは，情報開示は可能と解釈できる」旨見解が示された。（中略）

(イ) 沖縄労働委員会にあっせん申立てを行った。審査請求人の主張は，①特定県委託業務を受注する管理元会社としての相応しい適切な対応，②本事案の厳正な事実調査・被害者救済，③貴社方針の専用窓口の設置，④説明責任を果たし誠実かつ迅速な対応，⑤不誠実な対応及び官尊民卑（官吏尊重・個人蔑視）の撤回等である。（中略）

あっせん受理から終結まで（平成31年特定期間約2か月），あっせん申立てには応じないとの不誠実な対応であった。（中略）

#### エ 特定大学ハラスメント委員会への申立ての件について

(ア) 就労先特定大学のハラスメント委員会では，ハラスメント対策の部局長によるパワハラ行為の事実を隠蔽するため，大学の不祥事を揉み消すため，申立てを詐術的・抑圧的に欺瞞・強行で撤回する等のガバナンス不全によるコンプライアンス違反・共同不法行為等があった。また，審議についての具体的な説明を拒否し，説明責任を果たさず，独断専行にて収斂させ幕引くあしらいである。（中略）

(イ) 沖縄労働委員会にあっせん申立てを行った（平成31特定月～）。

審査請求人の主張は，①最高教育機関である大学として相応しい適切な対応・対処，②大学憲章に則り多様な個人と協働・人権を尊重し差別無く情報を積極的に公開，③ハラスメント指針・規則を遵守し本事案の厳正な事実調査・被害者救済を実施，④加害者聴取と第三者証言の具体的・整合性のある検証の実施，⑤委員会による恐慌的な拒否拒絶を撤回と誠意ある具体的・明確な説明の実施等であ

る。

あっせん受理から終結まで（平成31年特定期間約2か月）、あっせん申立てには応じないとの不誠実な対応であった。（中略）

#### オ 法律分野について

職場（特定大学・特定事業場）との契約と就労では、職場での安全配慮義務違反を始めとする幾多の労働基準法・関係法令違反が横行していた。これら常軌を逸した管理監督の下の事象・出来事も相まって要因・起因となり、審査請求人は業務遂行性の特定疾病を罹患しており、業務上の災害であることは明らかである。（中略）

#### カ 医療分野について

審査請求人の特定疾病についての情報開示を求める。医師の診断には、医療過誤による誤診の可能性がある。

医師の見解は「治療開始3週間後から改善が見られ、H27特定月には概ね改善した状況であった」とあるが、審査請求人の病状は、医師の診断とは相違しており、通院後は悪化の一途をたどり重篤化となった。根拠・理由は以下の5点である。

(ア) SDS診断：初診の6月以降のSDS粗点は、更に高くなっていた。（中略）

(イ) 体重推移：7月以降5%以上（特定数値）の減少（中略）。

(ウ) 病名の隠蔽：インフォームド・コンセントが無い治療であった。

①医師の不作為による治療，②医師の不法行為による治療，③医師医療過誤・誤謬による不利益（人権侵害・救済の剥奪）（中略）

(エ) 医師の診断書：「特定疾病・労務制限なし」によって、休養できず病状が悪化した。（中略）

(オ) 病状悪化：身体症状と精神症状も悪化の一途を辿って重篤化し、日常生活さえも困難な状況であった。（以下略）（資料略）

#### (2) 意見書

この意見書は、より緻密な情報を提供するため、以下の4部構成（趣旨、理由、根拠、審査請求人の主張）となっている。（中略）

##### ア 趣旨

(ア) 就労先特定大学及び管理元特定事業場での就労当時の計り知れない程の被害と苦痛について、また通院クリニックでの当時の計り知れない程の被害と苦痛について、関係各所へ誠実かつ真摯な答弁にて、忠実な供述を行うため、本件審査請求を行う。

(イ) 厚生労働省から開示された「保有個人情報の開示をする旨の決定」（特定文書番号C）の内容から、就労先及び管理元、さらには通院クリニックの供述・報告等が事実ではない虚偽答弁・捏造報告であることが露呈・発覚した。

- (ウ) さらに、処分庁から開示をされた意見書（特定文書番号D）の内容からも、就労先及び管理元の供述・報告などが事実ではない虚偽答弁・捏造報告であることが露呈・発覚し、明確・顕著となった。
- (エ) 処分庁は、就労先及び管理元、クリニックによる各種法令違反や労基法違反、厚労省定義のパワハラ行為を全て看過・容認し、審査請求人の申立てだけを否定・批判している。処分庁による加害者らを忖度し亡匿幫助する審議・判定は奇異で異常であり、厳正かつ公正公明な審議・判定を求める。

#### イ 理由

審査請求人は、労働保険審査会による審理にて真実を記述・申述するための準備をしており、誠実かつ真摯な答弁・供述を行うため、本件審査請求を行う。（中略）

- (ア) 特定大学ハラスメント委員会による詐術的対応に不服申立てし、責任を追及する。（中略）
- (イ) 特定大学の「ハラスメントは無かった」は、誤謬審議かつ不当判定である。（中略）
- (ウ) 特定大学ハラスメント委員会への申立ては、詐術的な欺瞞により申立てが撤回された。（中略）
- (エ) 特定事業場の不祥事の揉み消し・情報隠蔽を阻止するため、情報開示請求を履行し全容解明を果たす。（中略）
- (オ) 特定事業場による詐術的対応に不服申立てし、責任を追及する。（中略）
- (カ) 特定事業場の真摯な傾聴と誠実な管理体制があれば、今般のような甚大な被害は無かった。（中略）
- (キ) クリニックの医療過誤・誤診（不作為・不法行為・人権侵害）に不服申立てし、責任を追及する。（中略）
- (ク) 処分庁の不当判定への不服申立てを行う。（中略）

#### ウ 根拠（法的・科学的・公理的・客観的の証拠）

- (ア) 法的根拠：憲法，労基法，契約法，派遣法，医療法，医師法，保険医療担当規則その他関係法令
- (イ) 科学的根拠：職場については、月80時間を超える勤務が常態的・長期的（12時間拘束は管理者の無関心・無関与・無沙汰管理）。病院については、ICD-10診断基準，DSM-5診断基準，SDS診断基準（中等度～重傷の特定疾病が明確・顕著）
- (ウ) 公理的根拠：①労働法のあらまし，②パワーハラスメント対策導入マニュアル，③職場のパワーハラスメント対策の推進について，④職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言，⑤医師の職業倫理指針，精神科医師の倫理綱領，日本特定疾病学会治療ガイ

ドライン，特定疾病診療の要点－10

- (エ) 客観的根拠：①元同僚2名の言質と証言（音声データあり），②専門家・有識者の見解（労働分野・医療分野），③社会規範からの乖離・逸脱（労働分野・医療分野），④客観的データ（労働分野として上記（イ）。医療分野として開示カルテ，体重推移，病状・重症時の定量・定質データ等）（中略）

## エ 審査請求人の主張

開示してほしい情報は，以下のとおりです。

- (ア) 特定事業場（下記 a ないし c の審査請求人に関するもの全て）

- a 管理元会社に関する詳細資料（中略）
- b 管理台帳・記録等に関する詳細資料（管理台帳（派遣元及び派遣先））（中略）
- c 特定県委託事業に関する詳細資料（中略）

- (イ) 特定大学

- a 特定県特定事業の専任コーディネーターであった審査請求人に関する資料・文書・記録・議事録・音声データ等の全て（中略）
- b ハラスメント委員会が主張する「ハラスメントは無かった」を証明する資料等の全て（中略）

- (ウ) 特定クリニック

- a 調査復命書の「5 発病原因および診断根拠について」の情報。理由は「誤診」のため。（中略）
- b 以下の3点の情報。理由は「誤診」のため。
  - ①医師の診断「特定疾病・軽度・就労能力あり」，②医師の意見「通院3週目に改善が見られた」及び③医師の意見「10月に概ね改善した状況であった」の各根拠（EBM）（中略）

- (エ) 処分庁（特定監督署）

- a 医療分野：審査請求人の特定疾患についての監督署の判定（発病日，認定時期とその理由，認定の詳細）（中略）
- b 関係者の聴取について
  - (a) 先輩（特定の個人）の聴取をする際に依頼したこと（中略）
  - (b) 同僚（特定の個人）の聴取をする際に依頼したこと（音声データをCDにて監督署へ提出済み）（中略）
  - (c) 第三者の聴取：現在は利害関係が無い人物からの聴取が実施できたのか（中略）
- c 派遣業務（特定県特定事業）の責任者・担当者（中略）
- d 特定監督署の調査復命書（特別な出来事以外の心理的負荷の強度について）（以下略）

（資料略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正部分は、下記3（2）ウ（イ）における不開示情報該当性の追加であり、下線部で表している。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月7日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年12月27日付けで本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報（不存在とされた「音声データ」を除く。）が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書142の各文書である。

##### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

###### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2, 18, 19①, 20①, 22①, 23, 26①, 27①, 39①, 42①, 44①, 47①, 53①, 55①, 56①, 86①, 105①, 106①, 108①, 110①, 111①, 115①, 125①, 126①, 127①, 128①, 129①, 130①, 131①, 132①, 134①, 135①, 136①, 137①, 138及び141は、審査請求人以外の個人の氏名、自署及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書19②, 20②, 27②, 56②, 125②, 126②, 127②, 128②, 129②, 130②, 131②, 132②, 134②, 135②, 136②及び137②は、特定監督署の調査官及び沖縄労働者災害補償保険審査官が審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容であり、これが開示された場合、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文

に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書26②、42②、44②、47②、84、87①、92、93、95ないし97、105②、106②、108②、110②、113、114、117、118①及び②、119、122並びに123は、特定事業場の印影等、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。当該部分は、これが開示された場合、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 上記ア(イ)に掲げる部分は、特定監督署の調査官及び沖縄労働者災害補償保険審査官が審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容であり、これを開示した場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書26②、53①、56①、84、87①、92、93、95ないし97、108②、113、117、118②、119、122及び123は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものである。当該部分は、これが開示された場合、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 不存在不開示部分について

本件対象保有個人情報のうち「音声データ」については、処分庁に確認したところ、議事録作成後にその利用目的を達成したため消去済みのため、保有していないとのことであることから、不開示とすることが妥当である。



#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同年5月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和3年4月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち「音声データ」については、これを保有していないとして不開示とし、その余の部分については、その一部を、法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分のうち「音声データ」を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、その余（別表の2欄に掲げる部分）については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、「音声データ」の保有の有無及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 「音声データ」の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、「音声データ」の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

労災認定の審査請求の審理の過程で、審査請求人の申立てに基づき口頭意見陳述を行った場合、審理調書（議事録）を作成する。その作成の便宜のため録音を行うが、音声データ（録音記録）は、審理調書を作成した後は、その利用目的を達成したため消去することとしており、本件の口頭意見陳述の音声データについても、審理調書の作成後消去されて

おり、保有していない。また、口頭意見陳述以外にも、担当官が審査請求人や関係者から聴取した内容をまとめた聴取書等を作成する場合、必要に応じ録音を行うが、聴取書等の作成後は、その利用目的を達成したため音声データを消去することとしており、本件の聴取書等の音声データについても、聴取書等を作成した後消去されており、保有していない。

本件審査請求を受けて、処分庁において、改めてボイスレコーダーやパソコンの共有ドライブ内を探索したが、本件の音声データの存在は確認できなかった。

- (2) 沖縄労働局において「音声データ」を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、探索等についても不十分であるとはいえない。

したがって、沖縄労働局において「音声データ」を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1，通番2，通番6（下記イを除く。），通番7，通番25，通番36，通番40，通番50，通番52，通番54，通番68及び通番70

当該部分は、審査請求処理計画・処理経過簿，関係者調査書，労働者名簿及び組織図に記載された特定事業場及び特定大学の職員の職氏名であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ若しくは推認できる内容であるか、又は下記ク及びスに掲げる通番24及び通番29の座席配置図並びに通番44の従事者用マニュアルに含まれる情報と同じ情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番6(1)，通番53(1)，通番61(1)，通番63及び通番71(1)

当該部分は、関係者の調査書又は聴取書に記載された審査請求人の職氏名又は事務的な内容であり、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労

災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6，通番53，通番61及び通番71（いずれも上記イを除く。）並びに通番51，通番55，通番57，通番61，通番67，通番69及び通番73

当該部分は、関係者の調査書又は聴取書に記載された聴取内容の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報と同じであるか、又は容易に推認できる情報であると認められる。

このため、当該部分のうち特定事業場及び特定大学の職員の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番14及び通番18

当該部分は、療養補償給付たる療養の給付請求書に記載された審査請求人の主治医の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

署名及び印影については、審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影までは知り得ないものとするのが通例であるが、当該部分は、審査請求人が提出した書類に記載されている署名及び印影であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番15，通番17，通番19，通番33，通番35，通番39及び通番45

当該部分のうち通番39は、時間外労働・休日労働に関する協定届に押印された特定事業場の印影である。当該協定は、労働基準法106条1項により労働者に周知しなければならないとされていることから、当該印影は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情

報であると認められる。

当該部分のその余の部分のうち通番15及び通番19は、療養補償給付たる療養の費用請求書に押印された特定事業場の印影であり、審査請求人が提出した書類に押印されたものであることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余は、特定事業場の申立書及び特定県との事業委託契約書に押印された当該事業場の印影であり、通番15及び通番19と同じ印影であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番20及び通番22

当該部分は、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書及び医学的意見の要否等に係る調査復命書に記載された特定事業場及び特定大学の職員の職氏名である。

当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分のうち通番20(1)及び通番22(1)は原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、その余の部分は上記アに掲げる通番50、通番52、通番54、通番68及び通番70又は原処分において開示されている情報と同様の情報であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

#### キ 通番23

当該部分は、医学的意見の要否等に係る調査復命書に記載された、審査請求人の関係者の発言内容及び発言者の職氏名である。

当該部分のうち発言者の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記カにおいて開示すべきと判断される通番22に含まれる職氏名と同じであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、全体として、上記カにおいて開示すべきとされる通番22に含まれる情報と同じ情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イ

と同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番24、通番26及び通番29ないし通番31

当該部分は、特定大学特定課における審査請求人を含む座席配置図及び特定大学のハラスメント申立書関連資料一覧の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

特定大学は、国立大学法人であることから、法14条3号に規定する法人等に該当しない。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番37

当該部分は、特定事業場における特定事業の実施体制図であるが、下記スに掲げる通番44の従事者用マニュアルに含まれる情報と同じ情報であるか、又は原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番38

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届に記載された労働者の過半数を代表する者の職氏名及び印影である。

当該職氏名及び印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該協定は、労働基準法106条1項により労働者に周知しなければならないとされていることから、当該部分は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

サ 通番41

当該部分は、特定事業場内のメール文であるが、審査請求人の健康診断受診状況に係る事務的な内容であり、審査請求人が知り得る情報

であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番42

当該部分は、審査請求人に係る社会保険被保険者資格取得届関係の文書に記載された特定事業場の事業所番号であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ス 通番44

当該部分は、特定事業場が特定県から受託した特定事業の従事者用マニュアル及び内規集であるが、当該事業場の職員として同事業に従事していた審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

セ 通番46

当該部分は、特定事業に係る特定県と特定事業場との委託契約書及び業務委託仕様書の一部である。

当該部分のうち、委託契約書は、地方公共団体による公的な契約であり、原処分において開示されている情報から容易に推認できるか、又は当該県の業務委託に関する一般的、標準的な内容等が記載されているにすぎないと認められる。また、業務委託仕様書は、入札公告等に際して公表されるものであると認められ、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ソ 通番47

当該部分は、特定事業場の事業定期報告書の一部であるが、審査請求人が携わっていた特定事業に係る部分であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ケと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

タ 通番66及び通番74

当該部分は、関係者調査書の「相手方」欄に記載された被聴取者である特定事業場の職員の職氏名のうち特定事業場名部分である。

当該部分は、当該被聴取者の氏名と併せて、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、そのうち当該部分

については、原処分において開示されている情報から被聴取者が当該事業場の職員であることは明らかであることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1ないし通番3, 通番5, 通番7ないし通番9, 通番11, 通番13, 通番16, 通番25, 通番32, 通番34, 通番36, 通番40, 通番43, 通番50, 通番52, 通番54, 通番56, 通番58, 通番60, 通番62, 通番64, 通番66, 通番70, 通番72及び通番74

当該部分は、審査請求処理計画・処理経過簿、関係者の調査書又は聴取書、書類送付状、FAX送付状、特定事業場の申立書、労働者名簿、組織図及びタイムシートに記載された特定事業場又は特定大学の職員の職氏名、署名、印影、拇印、生年月日、年齢、連絡先電話番号及びスタッフコードである。当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分のうち通番50, 通番52, 通番54及び通番60については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名及び指印又は印影まで知り得るとは認められない。当該部分は、これらを含め、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人を識別することができる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番21及び通番75

当該部分は、地方労災医員協議会精神障害専門部会の合議実施報告書及び審査請求人の診療録に押印された地方労災医員及び診療担当医師の印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取

扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

審査請求人の診療担当医師の印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、それぞれ個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番4, 通番6, 通番12, 通番51, 通番53, 通番55, 通番57, 通番59, 通番61, 通番63, 通番65, 通番69, 通番71及び通番73

当該部分は、関係者の調査書及び聴取書に記載された、特定事業場又は特定大学の職員からの聴取内容であり、審査請求人が知り得る内容であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 通番20及び通番22

当該部分は、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書及び医学的意見の要否等に係る調査復命書の各「事業場内における当該労働者の位置づけ」図に記載された特定事業場又は特定大学の職員の職氏名である。

当該部分には、特定監督署による聴取者を示す記号が分ち難く記載されていることから、これを開示すると、労働基準監督機関による労災認定の調査手法が明らかになるものと認められる。



したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番23

a 当該部分は、医学的意見の要否等に係る調査復命書に記載された特定事業場又は特定大学の職員からの聴取内容及び被聴取者の職氏名である。

b 当該部分のうち被聴取者の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、被聴取者の職氏名は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 当該部分のその余の部分は、聴取内容であり、審査請求人が知り得る内容であるとは認められない。

したがって、聴取内容は、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番33及び通番45は、資料送付状及び契約書に押印された複数の特定の事業場の印影である。なお、これらのうち特定事業場の印影は、通番15及び通番19に含まれるものと同じものとは認められないことから、審査請求人が知り得るものとは認められない。

これらの印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、これらの事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番27及び通番46

当該部分のうち、通番27は特定事業に関して特定事業場が特定県に提出した提案等の資料であり、その余の部分は特定事業に係る

特定県と特定事業場との委託契約書に記載された特定事業の受託金額である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10, 通番24, 通番26, 通番28ないし通番31及び通番47ないし通番49

当該部分は、特定事業場又は特定大学の提出資料の一部である。当該部分は、特定事業に関する特定大学と特定県との申合せ、特定事業場の内部でのやり取り、特定大学のハラスメント申立書関連資料一覧、特定大学の座席配置図、特定大学の内部での面談記録、特定事業場が特定県から受託した特定事業に係る定期報告の一部、特定事業場と特定大学とのやり取りであって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、「音声データ」を保有していないとして不開示とし、その余の部分については、その一部を法14条2号, 3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については、「音声データ」を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、諮問庁が同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号, 3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持している 部分等		3 2欄のうち 開示すべき 部分	
		該当部分	法14条各 号該当性等	通番	
文書 2	審査請求 処理計 画・処理 経過簿	3頁不開示部分	2号	1	10行目不開 示部分
文書 18	関係者調 査書①	不開示部分全て	2号	2	1頁「相手 方」欄
文書 19	関係者調 査書②	① 「相手方」欄	2号	3	—
		② ①を除く不開示部分	2号, 7号 柱書き	4	—
文書 20	関係者調 査書③	① 「相手方」欄	2号	5	—
		② ①を除く不開示部分	2号, 7号 柱書き	6	(1) 2行目 3文字目ない し30文字目 (2) 5行目 及び6行目の 不開示部分
文書 22	関係者調 査書④	① 1頁「相手方」欄, 調査結 果欄不開示部分(23行目21 文字目を除く。)	2号	7	「相手方」欄
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 23	関係者調 査書⑤	「相手方」欄	2号	8	—
文書 26	請求人に 関連する 記録書類	① 1頁発信元	2号	9	—
		② 2頁及び3頁不開示部分 (受付印を除く。)	3号イ, 7 号柱書き	10	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 27	関係者調 査書⑥	① 不開示部分(②を除く。)	2号	11	—
		② 調査結果欄22行目	2号, 7号 柱書き	12	—
文書 39	F A X C o v e r S h e e t	① 通信欄2行目及び6行目の 不開示部分	2号	13	—
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 42	療養補償 給付たる 療養の費 用請求書	① 1頁診療担当者の署名及び 印影	2号	14	全て
		② 1頁及び2頁の事業主印影	3号イ	15	全て
文書 44	療養補償 給付たる	① 2頁担当者職氏名	2号	16	—
		② 1頁事業主印影	3号イ	17	全て

	療養の費用請求書提出に係る申立書				
文書 47	療養補償給付たる療養の費用請求書	① 1頁診療担当者の署名及び印影 ② 1頁及び2頁の事業主印影	2号 3号イ	18 19	全て 全て
文書 53	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① 1頁「事案の概要」欄不開示部分（7行目34文字目及び35文字目，14行目6文字目ないし10文字目，16行目14文字目ないし19文字目を除く。），5頁13行目20文字目ないし24文字目，32文字目ないし35文字目，14行目20文字目ないし23文字目，17行目6文字目ないし9文字目，18行目21文字目ないし31文字目，10頁「調査結果」欄不開示部分（43行目及び44行目を除く。），15頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」図不開示部分，16頁不開示部分 ② ①以外の不開示部分	2号，7号 柱書き 新たに開示	20 —	（1）1頁の全て，5頁の全て（18行目21文字目ないし27文字目を除く。），10頁全て （2）15頁の図左側上から1番目，2番目及び5番目並びに右側2番目及び4番目の不開示部分 —
文書 55	地方労災医員協議会精神障害専門部会の開催結果について及び別添「合議実施報告書」	① 2頁ないし13頁の地方労災医員の印影 ② ①以外の不開示部分	2号 新たに開示	21 —	— —
文書 56	医学的意見の要否等に係る調査復命書	① 1頁「事案の概要」欄不開示部分（16行目30文字目及び31文字目を除く。），5頁13行目，14行目，17行目及び18行目の不開示部分，10頁「調査結果」欄不開示部分，12頁「調査結果」欄10行目及び12行目の不開示部	2号，7号 柱書き	22	（1）1頁の全て，5頁の全て（18行目21文字目ないし27文字目を除く。），10頁全て，12

	<p>分， 13頁6行目， 7行目， 9行目， 11行目ないし14行目， 21行目， 30行目， 31行目， 41行目， 43行目， 45行目， 46行目， 48行目及び49行目の不開示部分， 14頁不開示部分（4行目， 5行目及び52行目を除く。）， 15頁1行目， 5行目， 6行目， 15行目ないし17行目， 19行目， 21行目， 22行目， 26行目， 55行目及び56行目の不開示部分， 16頁18行目， 26行目， 29行目， 50行目， 54行目及び55行目の不開示部分， 17頁不開示部分， 18頁不開示部分（8行目， 21行目及び33行目ないし42行目を除く。）， 19頁不開示部分（1行目ないし9行目， 13行目， 15行目及び18行目を除く。）， 20頁不開示部分（27行目15文字目ないし19文字目及び29行目を除く。）， 21頁34行目18文字目ないし22文字目， 30文字目ないし33文字目， 54文字目ないし57文字目， 36行目及び37行目の不開示部分， 23頁「調査結果」欄不開示部分（53行目を除く。）， 24頁不開示部分（2行目ないし7行目， 25行目ないし31行目及び44行目ないし51行目を除く。）， 25頁不開示部分（1行目ないし8行目を除く。）， 38行目及び39行目の不開示部分， 29頁「調査結果」欄不開示部分（4行目， 5行目， 32行目及び37行目ないし49行目を除く。）， 30頁不開示部分， 32頁「調査結果」欄不開示部分， 33頁不開示部分（17行目， 19行目，</p>		<p>頁10行目， 12行目， 13頁6行目， 7行目， 13行目， 14行目， 21行目， 30行目， 31行目， 14頁全て（2行目を除く。）， 15頁15行目， 21行目， 26行目， 17頁6行目， 7行目， 12行目， 13行目， 29行目， 30行目， 18頁14行目， 15行目， 22行目， 24行目， 25行目， 32行目， 19頁10行目13文字目ないし16文字目， 27行目， 28行目， 39行目， 20頁全て（24行目を除く。）， 21頁全て（37行目27文字目ないし33文字目を除く。）， 23頁3行目， 4行目， 38行目， 24頁37行</p>
--	---	--	--

		<p>20行目及び25行目ないし31行目を除く。), 35頁不開示部分, 36頁不開示部分(15行目及び28行目ないし33行目を除く。), 37頁「調査結果」欄不開示部分(18行目ないし24行目を除く。), 38頁不開示部分, 39頁「調査結果」欄不開示部分, 41頁「調査結果」欄不開示部分, 42頁4行目, 8行目, 14行目, 15行目, 17行目及び19行目の不開示部分, 25行目4文字目, 5文字目, 7文字目ないし10文字目, 43頁「調査結果」欄1行目及び4行目ないし9行目の不開示部分, 44頁「調査結果」欄不開示部分(25行目を除く。), 46頁「調査結果」欄不開示部分, 46頁「調査結果」欄不開示部分, 49頁「調査結果」欄不開示部分, 51頁「調査結果」欄不開示部分(4行目ないし6行目を除く。), 53頁「調査結果」欄2行目及び3行目不開示部分, 55頁「調査結果」欄不開示部分, 56頁不開示部分(12行目及び21行目並びに22行目1文字目を除く。), 58頁「調査結果」欄不開示部分(24行目ないし26行目及び29行目を除く。), 63頁不開示部分, 64頁不開示部分, 72頁不開示部分(14行目を除く。)</p>		<p>目, 38行目, 25頁30行目, 31行目, 29頁8行目, 32頁7行目, 8行目, 15行目, 16行目, 32行目, 33行目, 33頁5行目, 14行目, 35行目, 36行目, 35頁36行目, 37行目, 36頁24行目, 37頁全て(51行目を除く。), 38頁全て, 39頁9行目, 41頁14行目, 19行目, 20行目, 23行目, 24行目, 42頁8行目, 14行目, 15行目, 43頁5行目ないし9行目, 46頁全て, 47頁全て, 49頁全て, 51頁全て, 53頁2行目, 3行目, 55頁14行目, 19行目, 20行目, 72頁5行目, 6行</p>
--	--	--	--	---

					目, 8行目, 21行目 (2) 63頁の図左側上から1番目, 2番目及び5番目並びに右側2番目及び4番目の不開示部分
		② 12頁「調査結果」欄13行目ないし16行目, 13頁32行目ないし40行目, 15頁27行目ないし38行目, 16頁35行目ないし49行目, 18頁33行目ないし42行目, 19頁1行目ないし9行目, 26頁4行目ないし7行目, 29頁「調査結果」欄37行目ないし49行目, 30頁1行目及び2行目, 33頁25行目ないし31行目, 43頁「調査結果」欄10行目ないし15行目, 53頁「調査結果」欄33行目ないし36行目, 58頁「調査結果」欄24行目ないし26行目不開示部分, 29行目	2号, 7号 柱書き	23	18頁33行目ないし41行目4文字目, 26頁6行目17文字目ないし7行目, 29頁44行目ないし30頁1行目5文字目, 58頁29行目
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	
文書 84	事業場提出資料①	不開示部分全て	3号イ, 7号 柱書き	24	1頁ないし4頁の全て
文書 86	労働者名簿	① 「職名」, 「氏名」及び「備考」欄不開示部分	2号	25	全て(1頁左右の表各10行目以下, 2頁左表9行目以下, 右表9行目及び12行目以下並びに3頁左表12行目以下及び右表全てを除く。)
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 87	ハラスメント申立	① 「資料標題等」欄8行目, 9行目, 11行目, 12行目,	3号イ, 7号 柱書き	26	「資料標題等」欄11行

	書関連資料一覧	14行目, 15行目, 17行目, 18行目, 「備考」欄9行目, 11行目, 12行目, 14行目, 15行目, 17行目, 18行目, 「提供の可否」欄7行目ないし9行目, 11行目ないし15行目, 17行目及び18行目			目, 12行目, 14行目及び15行目各1文字目ないし4文字目
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 92	関係資料 2-1	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	27	—
文書 93	関係資料 2-2	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	28	—
文書 95	関係資料 2-4	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	29	1頁全て, 2頁標題及び年月日
文書 96	関係資料 3-1	不開示部分すべて(受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書き	30	1行目及び2行目
文書 97	関係資料 3-2	不開示部分すべて(受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書き	31	1行目及び2行目
文書 105	労災保険 給付請求 事案に関する資料 の提出について, 使用者申立書	① 1頁及び2頁の担当者の氏名, 印影及び署名, 3頁不開示部分 ② 1頁及び2頁の事業場印影	2号 3号イ	32 33	— 2頁事業場印影
文書 106	使用者申立書(※ 項目14に関する 内容等)	① 3頁及び6頁の不開示部分 ② 1頁及び4頁の事業場印影 ③ ①及び②以外の不開示部分	2号 3号イ 新たに開示	34 35 —	— 全て —
文書 108	事業場提出資料②	① 1頁各部署所属の従業員職氏名	2号	36	営業部を統括する者の職氏名, 営業部の受託事業担当部門名及び1行目, 2行目職氏名(担務を除く。), 6行目氏名及び担務, 管理部1行目の者



					の職氏名, 3 行目及び4行 目の者の氏名 及び担務
		② 2頁及び3頁の不開示部分 (受付印を除く。)	3号イ, 7 号柱書き	3 7	全て
文書 1 1 0	事業場提 出資料③	① 各頁従業員代表者の職氏名 及び印影	2号	3 8	全て
		② 各頁代表取締役社長印影	3号イ	3 9	全て
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 1 1 1	労働者名 簿	① 「各大学配置先」欄, 「ス タッフコード」欄及び「スタッ フ名」欄不開示部分, 手書き部 分	2号	4 0	全て(スタッ フコードを除 く。)
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 1 1 3	事業場提 出資料④	不開示部分全て	3号イ, 7 号柱書き	4 1	全て
文書 1 1 4	健康保 険・厚生 年金保険 取得確認 および標 準報酬決 定通知 書, 健康 保険・厚 生年金保 険資格喪 失確認通 知書	不開示部分全て	3号イ	4 2	全て
文書 1 1 5	タイムシ ート	① 2頁ないし6頁及び8頁な いし17頁の業務責任者の署名 及び印影	2号	4 3	—
		② 給与担当者の氏名	新たに開示	—	—
文書 1 1 7	事業場提 出資料⑤	不開示部分全て(受付印を除 く。)	3号イ, 7 号柱書き	4 4	全て
文書 1 1 8	事業場提 出資料⑥	① 1頁, 6頁, 16頁, 17 頁, 22頁及び32頁の印影 (公印を除く。)	3号イ	4 5	17頁左側下 から三つめの 印影, 22頁 下から三つ目 の印影, 32 頁下から三つ

					目の印影
		② 2頁ないし3頁の不開示部分(①を除く。)	3号イ, 7号柱書き	4 6	全て(2頁21行目23文字目ないし33文字目, 22行目13文字目ないし21文字目, 18頁20行目23文字目ないし33文字目, 21行目13文字目ないし21文字目を除く。)
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 1 1 9	事業場提出資料⑦	不開示部分全て(文書名を除く。)	3号イ, 7号柱書き	4 7	各頁各1行目1文字目ないし17文字目, 1頁の表の表側1枠目, 2頁の表の表側
文書 1 2 2	事業場提出資料⑧	不開示部分全て(受付印を除く。)	3号イ, 7号柱書き	4 8	—
文書 1 2 3	事業場提出資料⑨	不開示部分全て	3号イ, 7号柱書き	4 9	—
文書 1 2 5	関係者聴取書①	① 1頁職名, 氏名, 生年月日数字部分, 5頁署名, 指印	2号	5 0	1頁氏名
		② 1頁7行目, 8行目及び12行目不開示部分, 4頁4行目3文字目, 4文字目, 10行目ないし13行目不開示部分, 5頁11行目ないし13行目不開示部分	2号, 7号柱書き	5 1	1頁7行目, 8行目, 5頁12行目16文字目ないし19文字目
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 1 2 6	関係者聴取書②	① 1頁職業, 職名, 氏名, 生年月日数字部分, 6頁署名, 指印	2号	5 2	1頁職業, 職名, 氏名
		② 1頁8行目ないし10行目不開示部分, 21行目3文字目, 4文字目, 2頁3行目30	2号, 7号柱書き	5 3	(1) 1頁8行目 (2) 1頁9

		文字目, 31文字目, 7行目7文字目, 8文字目, 9行目8文字目, 9文字目, 12行目15文字目, 16文字目, 21行目9文字目, 10文字目, 4頁17行目ないし19行目不開示部分, 5頁1行目, 5行目及び8行目不開示部分, 21行目4文字目, 5文字目, 6頁1行目, 2行目, 9行目, 10行目, 20行目及び21行目不開示部分			行目, 10行目, 5頁1行目
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 12 7	関係者聴 取書③	① 1頁職業, 職名, 氏名, 生年月日数字部分, 8頁署名, 指印	2号	54	1頁職業, 職名, 氏名
		② 1頁10行目ないし12行目不開示部分, 2頁ないし5頁不開示部分, 6頁不開示部分(15行目を除く。), 7頁不開示部分, 8頁3行目ないし6行目不開示部分	2号, 7号 柱書き	55	6頁15行目
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 12 8	関係者聴 取書④	① 1頁住所, 氏名, 生年月日数字部分, 7頁署名, 印影	2号	56	—
		② 1頁7行目ないし10行目及び12行目不開示部分, 2頁不開示部分, 3頁不開示部分(10行目4文字目及び5文字目を除く。), 4頁及び5頁不開示部分	2号, 7号 柱書き	57	3頁全て
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 12 9	関係者聴 取書⑤	① 1頁職名, 氏名, 生年月日数字部分, 5頁署名, 指印	2号	58	—
		② 1頁7行目ないし8行目及び21行目不開示部分, 2頁不開示部分(4行目5文字目及び6文字目を除く。), 3頁不開示部分(15行目15文字目及び16文字目除く。), 4頁不開示部分(5行目5文字目及び6文字目並びに6行目26文字目及び27文字目を除く。)	2号, 7号 柱書き	59	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書	関係者聴	① 7頁署名, 印影	2号	60	—

130	取書⑥	② 1頁ないし7頁不開示部分 (3頁22行目, 23行目3文字目, 4文字目, 5頁6行目6文字目, 7文字目, 14行目, 6頁7行目及び21行目並びに①を除く。)	2号, 7号 柱書き	61	(1) 1頁14行目, 15行目 (2) 4頁1行目, 5頁12行目16文字目ないし19文字目
		③ ①及び②以外のお不開示部分	新たに開示	—	—
文書 131	関係者調査書⑦	① 1頁「相手方」欄	2号	62	—
		② 1頁調査内容欄1行目及び2行目, 3行目1文字目ないし9文字目, 5行目4文字目ないし7文字目, 10文字目ないし14文字目, 8行目7文字目ないし12文字目, 13行目及び14行目	2号, 7号 柱書き	63	1頁1行目ないし2行目
		③ ①及び②以外のお不開示部分	新たに開示	—	—
文書 132	関係者調査書⑧	① 1頁「相手方」欄	2号	64	—
		② 1頁調査内容欄8行目不開示部分	2号, 7号 柱書き	65	—
文書 134	関係者調査書⑨	① 1頁「相手方」欄	2号	66	1行目
		② 1頁「調査内容」欄不開示部分	2号, 7号 柱書き	67	全て
文書 135	関係者調査書⑩	① 1頁「相手方」欄	2号	68	全て
		② 1頁調査内容欄不開示部分	2号, 7号 柱書き	69	全て
文書 136	関係者調査書⑪	① 1頁「相手方」欄	2号	70	1行目8文字目, 9文字目, 14文字目ないし2行目
		② 1頁「調査内容」欄不開示部分	2号, 7号 柱書き	71	(1) 1行目 (2) 全て ( (1) を除く。 )
文書 137	関係者調査書⑫	① 1頁「相手方」欄	2号	72	—
		② 1頁及び2頁の「調査内容」欄不開示部分(1頁16行目19文字目及び20文字目, 25行目19文字目ないし21文字目を除く。)	2号, 7号 柱書き	73	1頁1行目
		③ ①及び②以外のお不開示部分	新たに開示	—	—
文書	関係者調査書	1頁「相手方」	2号	74	1行目

138	査書⑬				
文書 141	診療録	11頁ないし16頁の医師の印影	2号	75	—

(注) 本表は、原処分において全部開示された文書及び諮問に当たり全部開示することとされた文書を含まない。